

○座間味村定住促進住宅設置及び管理条例施行規則

令和2年12月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、座間味村定住促進住宅設置及び管理条例(令和2年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の公募の方法)

第2条 座間味村定住促進住宅の(以下「定住促進住宅」という。)入居者の公募は、次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 村役場庁舎その他村内の適当な場所における掲示

(2) 村ホームページその他必要と認められる方法

2 前項の公募に当たっては、定住促進住宅の位置、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、入居時期その他必要な事項を明示するものとする。

(入居の申込み)

第3条 条例第6条の規定により、定住促進住宅に入居しようとする者は、座間味村定住促進住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 入居予定者の住民票謄本

(2) 入居予定者の所得証明書

(3) 入居予定者の各種納税証明書

(4) その他村長が必要と認める書類

(入居者の選考)

第4条 村長は、条例第7条第2項の規定による公開抽選を行う場合には、入居申込者に対し、座間味村定住促進住宅抽選券を交付するものとし、公開抽選を行う3日前までにその日時、場所及び方法を通知(様式第2号)する。

2 条例第7条第1項に規定する困窮度の判定基準は、村長が別に規則で定める座間味村定住促進住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

(入居の決定)

第5条 村長は、入居者を決定したときは、座間味村定住促進住宅入居許可証(様式第3号)を交付しなければならない。

2 条例第9条第1項第1号の請書は、座間味村定住促進住宅入居請書(様式第4号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑証明(発行後3月以内のものに限る)

(2) 連帯保証人の所得証明書

(3) 連帯保証人の各種納税証明書

- 3 定住促進住宅に入居を許可された者は、定住促進住宅入居許可証を受けた後でなければ入居することができない。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、次に掲げる要件を具備している者でなければならない。

- (1) 村内に住居している者
 - (2) 債務を負担する資力があり、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者
 - (3) 現に座間味村営住宅及び定住促進住宅の入居者でない者
 - (4) 座間味村営住宅及び定住促進住宅の連帯保証人になっていない者
 - (5) 各種税並びに使用料等を滞納していない者。
 - (6) 前各号の規定にかかわらず村長が特に適正と認めた者
- 2 入居者が請書を提出した後、条例第10条により連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに、座間味村定住促進住宅連帯保証人等変更届(様式第5号)に当該変更の内容を証明する書類を添えて村長に提出しなければならない。

(同居者の異動)

第7条 入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、座間味村定住促進住宅同居者異動届(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(同居の承認)

第8条 入居者は、条例第11条の規定により当該定住促進住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、座間味村定住促進住宅同居承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 同居しようとする者の住民票の写し
 - (2) 同居しようとする者と入居者との関係を証する書面
 - (3) 同居しようとする者の市町村長等の発行する所得が記載された証明書
 - (4) 同居しようとする者の各種納税証明書
- 2 同居しようとする者は村税や使用料を未納・滞納をしていない者でなければならない。
 - 3 同居人に異動があった場合は速やかに座間味村定住促進住宅同居者異動届(様式第6号)を村長に提出しなければならない。
 - 4 村長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、座間味村定住促進住宅同居(異動)承認書(様式第8号)により申請者に通知する。

(入居の承継の承認)

第9条 条例第11条の規定により、入居の承継について承認を得ようとする者は、座間味村定住促進住宅入居承継承認申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 入居者が死亡し、又は退去したことを証する書面
 - (2) 申請者及び同居者に係る市町村長等の発行する所得が記載された証明書
- 2 承継者は村税・使用料等の未納・滞納がない者とする
 - 3 村長は、第1項の規定による申請に対し承認を与えたときは、座間味村定住促進住宅入居承継承認書(様式第10号)により申請者に通知する。
 - 4 条例第9条第1項(第2号を除く。)の規定は、入居の承継の承認を得て準用する。
(減免又は徴収の猶予の申請)
- 第10条 条例第17条の規定により家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、座間味村定住促進住宅家賃減免(徴収猶予)承認申請書(様式第11号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 村長は、前項の承認をしたときは、座間味村定住促進住宅家賃減免(徴収猶予)承認書(様式第12号)により申請者に通知する。
 - 3 前項による承認を受けた後に、承認の期間内において、条例第17条に規定する理由に変動があったときは、速やかに村長に報告しなければならない。
(不在の届出)
- 第11条 条例第21条の規定による届出は、座間味村定住促進住宅不在届(様式第13号)により村長に提出しなければならない。
(用途変更等の承認)
- 第12条 入居者は、条例第23条の規定により定住促進住宅の用途変更等について承認を得ようとするときは、座間味村定住促進住宅用途変更(模様替・増築)承認申請書(様式第14号)を村長に提出しなければならない。
- 2 村長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、座間味村定住促進住宅用途変更(模様替・増築)承認書(様式第15号)により申請者に通知する。
(明渡しの請求)
- 第13条 村長が条例第24条第1項に規定する明渡しの請求をしようとするときは、その1か月前までに座間味村促進住宅明渡し請求書(様式第16号)を入居者に通知するものとする。
(明渡しの届出)
- 第14条 入居者は、条例第26条第1項の規定により定住促進住宅を明け渡そうとするときは、その1か月前までに、座間味村定住促進住宅明渡し届(様式第17号)を村長に提出しなければならない。
- 2 入居者は、条例第16条第2項の規定により敷金還付の請求をしようとするときは、条例第26条第1項の規定による村長の指定する職員の検査を受けた後、座間味村定住促進住宅敷金還付請求書(様式第18号)を村長に提出しなければならない。
(入居許可期間延長の申出等)

第 15 条 条例第 13 条第 2 項の規定による申出をしようとする者は、座間味村定住促進住宅入居期間延長申出書（様式第 19 号）に、その理由を証する書類を添付して期間満了の 3 か月前までに村長に提出しなければならない。

2 村長は前項の規定による申出があったときは、その可否を決定し、入居期間延長（承認・不承認）通知書(様式第 20 号)により、その申出をした者に通知するものとする。

3 条例第 13 条第 2 項の延長の期間は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別表（第 15 条関係）

	入居期間延長理由	延長期間
1	長期療養中であるとき	1 年以内
2	災害等	1 年以内
3	扶養する子が 18 歳未満のとき	扶養する子が 18 歳に達した日以降最初の 3 月末日まで
4	その他	5 年以内

様式第 1 号(第 3 条関係)

(表)

希望する住宅	受付番号	抽選番号	書類審査	実態調査			
	※	※	※	※			
座間味村長 様 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <p style="text-align: center;">《申 込 者》</p> 住 所： 氏 名： ㊟ 電話番号：							
座間味村定住促進住宅入居申込書 次のとおり相違ありませんから、座間味村定住促進住宅設置及び管理条例並び同規則を遵守し入居を申し込みます。申込者及び同居しようとする親族は暴力団でなく、このことについて、村長が警察署長に照会することに同意します。なお、この申込みの内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。							
現住居の状況	1、自家 2、借家 3、借間 4、その他 ()						
入居しようとする者	ふりがな氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業及び勤務先	同居、別居の別申込者との関係性
		本人					
現居住位置図							

裏面も記入して下さい。

(裏)

座間味村定住促進住宅は、この住宅に住んでいただくことで、定住を促進し地域の活性化を図る事を目的としております。入居の選考の際に必要となりますので詳細に記入して下さい。

入居の選考に関する申出	
	回答
定住促進住宅に入居を希望する理由	
村の行事や地域活動地域の自主活動への参加の意思・地域の担い手としての考え	
村の発展及び地域の活性化に寄与する意思	
座間味村への定住の意思を含む生計計画・定住計画(今後10年間)	
その他 (自由記載欄)	

※この用紙で足りない場合は、別紙(様式任意)にご記入ください。

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

座間味村長 ⑩

座間味村定住促進住宅入居希望者公開抽選について (通知)

みだしの件につきまして、座間味村定住促進住宅設置及び管理条例第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり公開抽選になったので通知いたします。

記

公開抽選の日時 年 月 日 時から
場 所
公開抽選の方法

座間味村定促進住宅入居申し込み抽選券

住宅名 _____

抽選番号

_____ 番

年 月 日発行

座間味村長

⑩

※公開抽選の当日はこの用紙を持参ください。当日参加できなければ入居資格を失うこと
になりますのでご注意ください。

(裏)

【定住促進住宅条例抜粋】

(入居の手続)

第9条 入居決定者は、許可のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、村長が適当と認める連帯保証人2名の連署する請書を提出すること。
 - (2) 連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書・市町村税の納税証明書を提出すること。
 - (3) 第16条の規定により敷金を納付すること。
- 2 入居決定者がやむを得ない事情により入居手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、村長が別に指定する期間内に前項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 村長は、入居決定者が第1項又は前項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに定住促進住宅の入居指定日を通知するものとする。
- 4 入居決定者は、前項により通知された入居指定日から10日以内に入居しなければならない。ただし、村長の承認を受けたときは、この限りではない。
- 5 村長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないとき、又は前項の期間内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

第10条 省略

(同居の承認)

第11条 入居者は、定住促進住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより村長の承認を得なければならない。

2 村長は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第12条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該定住促進住宅に居住を希望するときは、規則で定めるところにより、村長の承認を得て、入居することができる。

2 村長は、前項の引き続き居住しようとする者(同居者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居許可期間)

第13条 定住促進住宅の入居許可期間は、入居指定日から起算して10年とする。

2 入居者は次の号のいずれかに該当するときは、規則に定めるところにより村長の承認を得て前項の期間を延長することができる。

- (1) 入居者が長期療養中であるとき。
 - (2) 入居者が災害等により著しい損害を受けたとき。
 - (3) 前項の期間の満了日(以下「期間満了日」という。)に18歳未満の扶養する子がいるとき。
 - (4) その他特別な事情があるとき。
- 3 前項に規定する期間の延長を希望する入居者は、期間満了日の1か月前までに村長に申し出なければならない。

座間味村定住促進住宅入居請書

収 入
印 紙

定住促進住宅住所

座間味村字

_____ 号室

上記住宅の入居の決定を受けましたので、座間味村定住促進住宅設置及び管理運営に関する条例、同施行規則及び下記条件を遵守し請書を提出いたします。尚、遵守事項に違反し退去等を命じられた時は速やかにその指示に従います。連署した保証人は連帯してその義務を履行します。

記

- 1 毎月末までに当月分の家賃を納めます。
- 2 住宅内外において、いかなる営業もいたしません。(ただし不特定の出入りをしない営業は除く)
- 3 住宅内外は問わず一切の家畜獣類は飼育いたしません。
- 4 住宅内外を問わず許可なく模様替え、増築はいたしません。
- 5 住宅の小修理や故意、経年劣化による修理は私の負担で行います。
- 6 住宅をいかなる目的であっても集会に使用いたしません。
- 7 入居が決定しても住宅入居申込書に虚偽の記入があった場合又は資格に違反があった場合、失格者として処理されても異議申し立てはいたしません。
- 8 譲渡若しくは転貸しまたは無断で同居人を入れることはいたしません。
- 9 連帯保証人は未納の家賃又は損害賠償金その他の費用を入居者が負担できないときは連帯保証人がその責めを負うことを承諾します。
- 10 世帯全員が転出する場合は住宅を明け渡します。
- 11 世帯全員が転出する場合は受託を明け渡します。
- 12 許可を得て駐車場を使用する場合は1台のみの使用とし、無断で共有スペースを占有することはしません。
- 13 地域行事には積極的に参加します。

年 月 日

入居者本籍

現住所

氏 名

連絡先

座間味村字

_____ (印)

(裏)

連帯保証人本籍	_____
現住所	座間味村 _____
氏名	_____ ⑩
連絡先	_____
連帯保証人本籍	_____
現住所	座間味村 _____
氏名	_____ ⑩
連絡先	_____

座間味村長 様

【定住促進住宅条例抜粋】

(入居の手続)

第9条 入居決定者は、許可のあった日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、村長が適当と認める連帯保証人2名の連署する請書を提出すること。
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書・市町村税の納税証明書を提出すること。
- (3) 第16条の規定により敷金を納付すること。
- 2 入居決定者がやむを得ない事情により入居手続きを前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、村長が別に指定する期間内に前項各号に定める手続きをしなければならない。
- 3 村長は、入居決定者が第1項又は前項の手続きをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに定住促進住宅の入居指定日を通知するものとする。
- 4 入居決定者は、前項により通知された入居指定日から10日以内に入居しなければならない。ただし、村長の承認を受けたときは、この限りではない。
- 5 村長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続きをしないとき、又は前項の期間内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

(連帯保証人の変更)

第10条 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなった時は速やかに規則で定めるところにより当該連帯保証人の変更手続きを行うとともに、村長の承認を得なければならない。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。
 - (3) 転出した時、又は居所が不明になったとき。
 - (4) 家庭裁判所から後見開始、補佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。
 - (5) その他村長が必要と認めてその変更を求めたとき。
- 2 入居者は連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかに、その旨を村長に届け出なければならない。

様式第 5 号(第 6 条関係)

年 月 日

座間味村長 様

住 宅 名 : 定住促進住宅
号室

入 居 者 氏 名 : ⑩

電 話 :

連帯保証人氏名 :

電 話 :

座間味村定住促進住宅連帯保証人等変更届

連帯保証人の () が次のとおり変更になりましたので、関係書類
を添えて届け出します。

変更事項	変更前	変更後

(注 1) 連帯保証人を変更する場合は次の書類を添付して下さい。

- (1) 変更になった連帯保証人の押印した請書
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書
- (3) 連帯保証人の所得を証明する書類
- (4) 連帯保証人の市町村民税の納税証明書

(注 2) 住所の変更の場合は変更の内容を証明する書類 (住民票の写し等) を添付して
下さい。

様式第6号(第7条 第8条関係)

年 月 日

座間味村長 様

住 宅 名 : 定住促進住宅
住 宅 番 号 : 号室
入居者氏名 : ㊞
電 話 :

座間味村定住促進住宅同居者異動届

同居者に異動がありましたので、届出ます。

いどうしゃしめい 異動者氏名	入居者との 関係	生年月日	年齢	性別	異 動 年月日	異動内容

- (注) 1 異動の内容には出生、死亡、転出等記載すること。
2 異動内容を証する書類(住民票の写し)を添付すること。

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

座間味村長 様

住 宅 名 : 定住促進住宅
住 宅 番 号 : 号室
入居者氏名 : ㊟
電 話 :

座間味村定住促進住宅同居承認申請書

次の者を同居させたいので承認されるよう申請します。

なお、そのものは暴力団ではなく、村長が警察署長に照会することに同意します。

(ふりがな) 同居しようとする者の氏名	申請者との関係	生年月日	年齢	性別	現住所	勤務先 又は 学校名	前年の収入
同居理由							
同居開始予定年月日							

(注) 次の書類を添付すること。

- (1) 同居しようとする者の住民票の写し
- (2) 同居しようとする者と入居者との関係を証する書面
- (3) 同居しようとする者の市町村長等の発行する所得が記載された証明書
- (4) 同居しようとする者の各種納税証明書

様式第8号(第8条関係)

第 号
年 月 日

座間味村長



座間味村定住促進住宅同居（異動）承認書

年 月 日付けで申請のあった同居（異動）については、下記のとおり条件を付して承認します。

同居予定者	ふりがな 氏名	生年月日	入居者との続柄	同居予定日
条 件		申請者が退去するときは、必ず同居人も同時に退去すること		

異動予定者	氏 名	生年月日	入居者との続柄	異動予定日

様式第9号(第6条、第9条関係)

年 月 日

座間味村長 様

住 宅 名 : 定住促進住宅
住 宅 番 号 : 号室
申請者氏名 : ㊟
申請者住所
電話番号 :

座間味村定住促進住宅入居承継承認申請書

座間味村定住促進住宅の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、申請者及び同居者に暴力団員でなく、村長に警察署長に照会することに同意します。

入居者氏名	申請者との関係					
申請理由						
申請者 及び 同居者 の状況	氏 名	申請者との関係	年齢	性別	勤務先又は 学校名	前年の収入
		本人				

(注) 次の書類を添付すること

- (1) 入居者が死亡し、または退去したことを証する書面
- (2) 申請者及び同居者に係る市町村長等の発行する所得が記載された証明書
- (3) 新しい入居者の連帯保証人が連署した定住促進住宅入居請書
- (4) 連帯保証人の方の所得証明書及び印鑑証明書

様式第 11 号(第 10 条関係)

年 月 日

座間味村長 様

住 宅 名 : 定住促進住 号室

申請書氏名 : ㊟

電 話 :

座間味村定住促進住宅入居家賃減免（徴収猶予）承認申請書

座間味村定住促進住宅家賃の減免（徴収猶予）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

区分	規定額	減免（徴収猶予）を受けようとする金額	減免（徴収猶予）を受けようとする期間	備考
家賃	月額 円	月額 円	年 月から 年 月まで	
申請理由				
入居者本人及び同居親族の状況	氏 名	続柄	生年月日	勤務先または学校
		本人		

(注) 事実を証する書類を添付すること。

様式第 12 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

座間味村長

印

座間味村定住促進住宅家賃減免（徴収猶予）承認書

年 月 日付けで申請のあった 定住促進住宅 号室の家賃の
減免（徴収猶予については、次のとおり承認します。

区分	規定額	減免（徴収猶予）金額	差引納付額	減免（徴収猶予）期間
家賃	月額 円	月額 円	月額 円	年 月から 年 月まで
指示 事項				

様式第 13 号(第 11 条関係)

年 月 日

座間味村長 様

入居者住所： 座間味村字
定住促進住宅 号室
入居者氏名： ⑩
電 話：

座間味村定住促進住宅不在届

下記により、 定住促進住宅 号室を不在としますので届け出ます。
なお、不在であっても定住促進住宅家賃その他入居に要する経費についての支払いについては、引き続き責任を負います。

記

1、不在にする期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2、不在にする理由：

3、不在時の連絡先

- (1) 住 所：
- (2) 連絡先氏名：
- (3) 電 話：

【座間味村定住促進住宅設置及び管理条例抜粋】

(長期不在の届出)

第 21 条 入居者は、定住促進住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、村長の定めるところにより届出をしなければならない。

様式第 14 号(第 12 条関係)

年 月 日

座間味村長 様

入居者氏名： ⑨

入居者住所：座間味村字

定住促進住宅 号室

電 話：

座間味村定住促進住宅用途変更（模様替え・増築）承認申請書

入居住宅名	定住促進住宅
模様替え又は増築部分の名称	
増築部分の面積	
工事期間	
模様替え又は増築の目的・理由	
上記のとおり模様替え・増築をしたいので、設計書を添えて申請します。なお、承認の上は、下記事項を堅く守り、後日異議申し立てはいたしません。	
記	
1、模様替え・増築は、承認書及び設計書のとおり実施すること。	
2、模様替え・増築について取払いの指示があった場合は、実費で撤去して原型に復すること。	
3、住宅の明渡しの際は、座間味村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の規定により自費で撤去して原型に復すること。	

様式第 15 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

座間味村長

⑩

座間味村定住促進住宅用途変更（模様替・増築）承認書

年 月 日付けで申請のあった 定住促進住宅 号室の模様替
え、増築については下記の事項を付して、承認したので通知します。

記

- 1、模様替え・増築は、承認申請書及び設計書に記載されたとおり実施すること。
- 2、住宅管理の必要上、取り除きを指示した場合は即時無条件で撤去して現状に復すること。
- 3、住宅明渡し際は、自費で撤去し原形に復すること。
- 4、その他

様式第 16 号(第 13 条関係)

第 号 年 月 日	
様	
座間味村長	
座間味村定住促進住宅明渡し請求書	
座間味村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第 24 条第 1 項の規定により定住促進住宅の明渡しを請求します。	
記	
住宅の所在地	
住宅の名称及び番号	定住促進住宅 号室
入居者の氏名	
住宅の明渡し期限	
明渡し請求の理由	

《座間味村定住促進住宅の設置及び管理条例第 24 条抜粋》

第 24 条 村長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、定住促進住宅の明け渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 正当な理由なく家賃を 3 月分以上滞納したとき。
- (3) 第 21 条の規定による届け出をせず 15 日以上定住促進住宅を使用しないとき。
- (4) 定住促進住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- (5) 第 11 条、第 12 条及び第 20 条から前条までの規定に違反したとき。
- (6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。
- (7) 定住促進住宅の入居許可期間が満了するとき。
- (8) 定住促進住宅の入居者相互の共同生活の秩序保持等のため、その他村長が定住促進住宅管理上必要と認めるとき。

2 入居者は、前項の規定により、定住促進住宅の明け渡しの請求を受けたときは、速やかに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。

様式第 17 号(第 14 条関係)

年 月 日

座間味村長 様

届出者氏名： ㊟

届出者住所：

電話番号：

座間味村定住促進住宅明渡し届

次のとおり定住促進住宅を明け渡しますので届け出します。

明渡し年月日	年 月 日
移転先	
明渡し理由	
用途・模様替え・増築等の処置	
明渡し住宅名	定住促進住宅 号室
電気・水道等の処置	
最終家賃納入年月日	
家賃滞納額の有無	無 ・ 有 ()
注 明渡し届は、退去する 1 ヶ月前迄に必ず提出すること。	

座間味村定住促進住宅敷金還付請求書

年 月 日

座間味村長 様

請求者氏名 ⑩
住所
電話

年 月 日に 定住促進住宅 第 号を退去したので、入居した際に納付した次の敷金を還付されるよう請求します。

金 _____ 円也

《受け取り口座》

金融機関・支店名： 銀行 支店

預金種別：

口座番号：

口座名義人

様式第 19 号 (第 15 条関係)

座間味村定住促進住宅入居期間延長申出書

座間味村長 様

申出者氏名 : (印)

申出者住所 :

連絡先 :

座間味村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 第 13 条第 2 項の規定により、次の通り定住促進住宅の入居期間の延長を申し出ます。

1、定められた入居期限 : 年 月 日

2、延長期間 : 年 月 日 (年 ヶ月)

3、住宅の名称 : 定住促進住宅 号室

4、延長を希望する理由 次のとおり

(該当する番号を○で囲む。)

- 1) 長期療養中であるとき
- 2) 災害等により著しい損害を受けている
- 3) 18 歳未満の扶養する子がいる : 該当する子供の氏名 ()
- 4) その他、特別な事情があるとき

※特別な事情の解決策等今後の計画も含め具体的に記入して下さい。

[]

※上の 1 ~ 3 を証明する書類を添付してください。

(診断書、罹災証明書、住民票謄本(続柄入) 事故証明等)

第 号
年 月 日

様

座間味村長

座間味村定住促進住宅入居期間延長（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申出のありました 定住促進住宅 号室の入居期間延長について、下記のとおり（承認・不承認）となりましたので通知します。

1 承認する

1) 入居期間

当初の入居期限： 年 月 日

延長後の入居期限： 年 月 日

2) 承認する条件

座間味村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例及び同施工規則並びにこれに基づく指示及び命令を固く守ること。
入居期限が到来した時は、速やかに定住促進住宅を明け渡すこと。

2 不承認とする

理 由